

別表

有機農産物の日本農林規格に係る石川県運用基準

有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第4条に規定する有機農産物の生産方法についての基準を遵守するため、下記により石川県の運用基準を定める。

項 目	事 項	県運用基準
ほ場又は採取場	緩衝地帯	<p>1 緩衝地帯の設置基準 農薬等を散布する境界から、</p> <p>① 粒剤 : 1 m ② 粉剤・液剤 : 2 m ※ 背負式の噴霧機による液剤散布で、飛散の程度が低い場合 : 1 m ③ 無人ヘリ : 5 m ④ 無人マルチローター（ドローン） : 5 m ⑤ 有人ヘリ : 100 m</p> <p>を緩衝地帯として設置すること ※ 有人ヘリ防除の場合、航空防除実施団体の「有機農産物の生産に係る承諾書」を添付すること</p> <p>2 緩衝地帯の設置に係る留意事項 原則、緩衝地帯には何も作付しないこと ※ 雑草対策等を目的に緩衝地帯に作物を作付する場合、JAS農産物とは別な品種を作付けるとともに、第三者に誤解を与えないよう間隔をあけ、青刈りをする等により、収穫後の取扱いも含め、JAS農産物との区分を明確にすること</p>
	浄化水田	<p>1 浄化水田の設置基準 排水等使用禁止資材が流入する入水口等から、</p> <p>① 圃場面積が 30a 以上 ; 100 m<sup>2</sup>以上 ② 圃場面積が 30a 未満 ; 圃場面積の 30 分の 1 以上を浄化水田として設置すること</p> <p>2 浄化水田の設置に係る留意事項 原則、浄化水田には何も作付しないこと ※ 雑草対策等を目的に浄化水田に作物を作付する場合、JAS農産物とは別な品種を作付けるとともに、第三者に誤解を与えないよう間隔をあけ、青刈りをする等により、収穫後の取扱いも含め、区分を明確にすること</p>

項 目	事 項	県運用基準
ほ場に使用する種子、苗等又は菌種	種苗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻の種苗に係る留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>原則、J A S 農産物に準じた栽培方法によって生産された種粃・苗を使用すること</li> <li>※ 自家採種する場合は、J A S 農産物から採種することとし、緩衝地帯、浄化水田部分から得られる粃は種粃として使用しないこと</li> <li>※ やむを得ない理由で、非有機の種粃を使用する場合は、使用禁止資材を使用していないものを使用すること</li> </ul> </li> </ul>
収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫及び受入れ以後の工程に係る管理	米の乾燥調製・とう精	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米の乾燥調製・とう精に係る留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>有機米の乾燥調製、とう精等の機械を非有機米と併用する場合、有機米の作業前に機械等の清掃を行った上で、清掃後の機械内に残留する非有機米の混入防止を考慮し、最初の一定量の米を非有機米として取り扱うこと</li> </ul> </li> </ul>

(様式A 参考様式)

## ほ場看板様式

J A S 法に基づく有機農産物生産ほ場			
登録認証機関	石川県	認証番号	
生産行程管理者			
連絡先	( )	—	
生産者氏名			
連絡先	( )	—	
圃場番号			

### [留意事項]

1 看板の大きさは、A4サイズ(30cm×20cm)以上、材質は型くずれしにくいものとする

2 圃場の目立つ場所に設置すること

3 看板は、常時設置すること

4 「認証番号」、「生産行程管理者」、「圃場番号」は、認証書のとおり記載すること